蕪傳孝義傳

妻羅三郎

巻七

和書門
類 一五九九三 號
函 一七九 架
冊 四九

内閣文庫
和書
類 五九九三 號
冊 九 函 五八
架 五

内閣文庫
番號 和 15993
冊數 16 (7)
函號 158 27

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

備孝義傳卷七目錄

備後國世羅郡

津口村平八　甲山町五兵衛

大田本郷村弥之助　黒川村長左衛門

甲山町儀八郎妻姫　宇賀村兄弟

上徳良村いち　甲山町嘉吉

備後國三谿郡

仁賀村佐助　向江田村六左衛門

向江田村三助　灰塚村佐〇

浅草文庫

灰塚村きく
灰塚村八ゝ助
皆瀬村兵八
大田郷村三六夫婦
皆瀬村小兵衛
灰塚村菊松父子

藝備孝義傳巻七

○世羅郡

○津口村平八

平八ハ、つゝち村の与次なる。ものの行ひ正しくして、あ親よ
ばくのまつるをとゝ、人をすゝめて、享保元年、西
申の三月九日、餞をそなへをまつる。五六年ハ、甲山町の人なり。
家まづしくして、親をやしなふこと甚あつさよりことこゝろえて、
同一六年五月、黄餞をりられまつる用を毎年たてまつる。孫
三百目をたまはりうゝる田、あひ返すべきもの孫、伝ちまる。

惜むらくハ二人ハ行状ハさらずして、はすびらるるこそ、ものゝ哀なれ。

○大田本郷村弥兵助

弥兵助父を亡まつるとのゝ、かれゞ世ぞうのとし、父母たるやゝついて、子足めるべきなりろう力を尽して、たすけたるもち飲食ハいつもなハず、日ゝに湯をもつて世髪をもくしけづり、床枕をさゝめ、着物もきぶくゝとさあらひいたらぬくまなくして、つゝしまるぬ家のうちあまたくありしも、もくハ及ぶまじと見てくるり、向まる人あれバ、父母

渠ゞ孝行のてゝぶも、いひ出て、ぶゞゝつ、悦ぶる、父ハやゝつゝまるゝあくるを耳、いつもひもくるりぬ、母ハ年経て、かすろよ、ゝとみくるり、弥兵助いよく孫んごろよ、ゝくれバ、享保九年、その孝あらハれきゝも。

○黒川村長右衛門

七左衛門ハ市兵衛ゞ子なり、親に孝に、友に信ありて、上をうやまゝ、ものゝ、ものゝ、ずゝ、凶年、ものゝ、力を尽して、みなゝを絶めくれバ、賞して、米そゝぐを、たまハる、享保十二年のことなり。

○甲山町儀八郎妻姫

阿姫者備後州世良郡甲山市賈人儀八郎之妻御調郡宇津戸邑農夫半兵衛之女也年十六歸儀八郎儀八郎有田數頃農耕養父母又多置麻縷絲絮釜甑及耒耜之屬列以賣焉阿姫已嫁專守婦道勤儉自持不少怠荒嘗每飲食別設精飯純羹以供舅姑與夫獨已與奴婢同餐惡草具舅姑已老夜多不瞑阿姫亦屢起抑其疾痛搔其痒襲視衣之厚薄枕之高卑而退姑性悍暴每怒阿姫不敢與爭引過自咎無有怨言是以姑

亦心和遂不復怒儀八郎三十餘得重疾頗急躁一不如意乃怒而廢食阿姫憂之多方慰解或憑其所善者喩以攝養之道因循數年疾復大發阿姫甚懼日夜彷徨左省舅姑右撫其夫衣不解帶腋不霑席幾百五十日矣舉邑稱嘆相言曰賢哉阿姫乎雖是鐵身亦所難能也儀八郎臥褥凡八年而死醫藥之奉薪水之費家產爲之一空於是阿姫盡出奴婢躬自紡績以養舅姑一日姑索喫茶會茶盡而囊無一錢乃密賣其衣買以進之其他至於菜菓餅餌歲時之物亦未嘗不力致而

具備也久之事達于　府乃遣郡吏就其舅姑以問孝狀曰我子早死惟婦是賴而婦之行又不可選但其天資順善孝謹衣我食我保我安我是以我輩雖處貧窶中亦不知憂戚訢訢歷十八年如一日者實婦之力也言畢泣數行下郡吏還報

藩主大高其義更　命有司賜米五石是歲乙卯阿姬年三十三始有子七人不幸皆夭至是養其姊之子虎松者以繼其業

藩主重下恩命永蠲其租以表懿行且令郡吏告其族人及邑長村老曰阿姬有後邦家之幸自今已往汝等宜相其教育虎兒使其能事阿姬如阿姬之事舅姑

命下之日阿姬與舅姑相對感泣不知所言已而郡吏又至宇津戶邑名其父以告之且問其祖之爲誰曰姓內海氏嘗有山城守及左京兆者而世次久遠遂不可復徵焉因出所藏

詔教數帖於是人皆知其爲舊家而愈信阿姬之賢有所由也蓋阿姬固草野之一女子耳而其貞操淑德弭中彪外求之載籍則雖陳婦宋女亦不多讓矣儀八郎

可謂能得其配也。

贊曰

煢彼寡婦　德音孔彰　克貞克孝　邦國之光
七子不育　惟任是將　衛恩荷德　孫謀無疆

享保二十年乙卯臨川田華半戚甫撰

譯

姫路領後の國、芦屋郡甲山町の商人、俵八郎が妻、同國市川郡、宇津戸村の農人、半兵衛むすめなり。年十六にして、俵八郎に嫁す。儀八郎いとぐるの田地を耕作して、父母を

やしなひ、あるいは麻布、糸、綿、或は鍋、釜、農具の類、まで、うりて、渡世しけり。姫、すでに嫁して、すつから、婦の道を守り、孝心、篤くして、すこしもおこたらず。岩くは、食物をとりまかなひ、つきてよろしき飯あたのものをすゝめ、舅姑と、夫とに、進らせ、その身は、めしつひたるのゝち、残りたるものを、くらひぬ。舅姑、年老て、夜ごとに、病覺うちまさる。姫、たびたび、起て、痛を、たゝく、痒をかき、夜の衣のあつき、薄き、枕乃たかさ、ひくさ、とかんがへ見て、まろぬ、姑、初は、かゝすゝく、

腹あしくそのことをおく姫をいろのしるとたびく
あまたどもすくしあしそをくるくしきをくだしことぞを
やはらかすし身のあやまりとあげさて恨るとの義も
なすくれば後まハ姑も自らろやらさて腹たちけるさる
ことも也こぬ儀ハ郎三十あまりれ頃ゆゑあるくさやまを
うけこ心もひがくせハしくまりて何ごとも心のまとく
あしく孫ハいろ腹たちて飲食もすまぎりくるる姫これ
をうくさことよりなりひさ由ぐいひあぐさめ又ハ儀八郎が
ゆゑよさくさとある者よりて養生のことをもひくすら

諭さしめくろ その後五日ばかりして病まさきさりよりも
りくれば姫大よ恐まるしくて夜昼やすさ心もなくかるさ
よ男姑をあぐさめこそすさよ夫をいたさろ常をもとものず
寝ることもあく花りすて百四五十日すくものとこるること
なるくさ人まる大よ盛じてあくさ姫ぬるまひるあたと
ひ石金の身ありとも あくふあるがあるくしと言あり
儀八郎床よ臥こと八年すして身まるぬ醫療飲食のとう
するあひよ財宝とぐくおさて朝夕れくるもとりく
ありゆくまよ姫めしけるひそたりのをも出くづら

彷徨して男姑を養ふある時姑茶をすゝめくるゝ折ふし茶もなくすゝむべきあるひもなくれば比そうよこがの衣裳うりてさて茶をすゝめて進ぜくるその内野菜ぐさ物時節の物までも学ぶとゝのへくたゝえずなぐさめくることすこしも昔よりかゝるとゝまるそのうち村長その内すゝをかきてたてまつりくるゝ郡吏をばくりてくりさとをとゝのへまふ男おもゝまうしくるゝハワゞ子妻を早うしてひとり婦のゝもとたのゝ住るその性をあひ愛あるまじ

すゝいづきうすゝとつきて えらぶ（うらずゆ下ゞゆたゝその

らゝろぎ　やさしく我をさせ　我をくらりめ　我をたゝち　我をやすんぜおそれ　つまらぬ負しさ中　あり　あゞしろ　うさとゝもくたのゝ学ぶ十八の年月も一日のやうよおもひえ住ると　おぼゝとなぜ　ゝかりくる君さらめ　てそのこゝろぎを感じて米五石をすゝるゝ今年　きのとの卯姫と三十之なり姫さゞめ子七人ありしども　不幸すして　こゝるくうせくれば　姉ある人の子虎松　のもとゝ　ひろの家を　住ゞむ君あるゝて恩命をすゝ　とゞく租税　原高下五石七斗五升　武合　永下

あ〜りしまゝそのうへ、郡吏こゝ有て、姫ゞ犯顔をゞび、村也
耆老のものよりけめたまひしゝゝ、姫ゞ家業の相續
すること、ゝゝ、一國のゝゝこびまれば、此後、なんぢ、虎松
をいゝゝりをしへかれゞ、姫よりけつること、姫ゞ男姑よりけつの
しゞごくあ〜〜むべしとゝん、おもせぐるの日、姫も男
姑も各ゝゝこび感涙して、いつこゝの業もあるゝ、郡
吏ゝまてすり、宇津戸村へゆきて、姫ゞ父ゝもゝゝのこと
をゝゝりゝ、せ、先祖ハゝやゝるものやらんと、たづねよ
ゝ、ハ内海氏ゝて、ゝゝ山城ゝ、ゝゝハ左京ゝる者も、

ゆるすべしとて、古き帝の御文将軍の市教書あと持
ぢく〳〵ゆるまじの事人〳〵ことゝもれば代〳〵の統緒もさだら
ずとこたへしかば、さて人さて八姫が孝心もいとゆゆしの
あるべしとよろこび感じあへると限なし。それより姫ハ
山野の賤の女なれども天性のみさをたゞしく徳義の
わうへ顕しかとかりろうき文のゆゑ書傳に陳孝の婦
宋孝女がたぐひとうへどもさもたとらぬやうにちぎく付る
俄八郎ハまことにおいそぎ妻を得らるゝ。此かゝる譯も舊文のまゝ
あり。あれよ文体図かゝず。

按ずるに此ひめをゆゝしうるハ體國院殿の
きこえ高き君にて山縣郡の八十郎とこの人とを
殊に感じたまひぬ。今こゝに載る所漢字
和字ともに二孝傳の文のまゝなり。さるにこゝ
村長ゆたてまつる行狀を照しあんべつるに
うるはしくことあり。なりのゆゑ孝とゝうありて
そのかゝ孝婦ぬたあるこの親の事をかくせるに
されどよく見るまゝバ此人の節義めゝてハ有かくる
所ありて、おいあまくちぎりさればとて別にえらびいでん
も

すこしとゞまり。よりて今この事賞をあげく。
これをなづけ。又筆のたゞいでなれば。詞の簡すして。
事の略せるもいまだあ補ひ足しぬ。見る人ゆるむ
こゝまれ。

補

儀八郎。身まうして。五七日すぐる頃。はゝ父のあくまり。
事あるよしまでとゞらく。まづ。ひとむくの人をこ
うれば。はゝ。今年こうつまするむすめをゞして。宇
津戸よりゆきぬ。男姑はこれでなぐさまつれなんと。

おりして。己が子のさてくらむ時。ちゝ。聾うちあげて。共よ
ゆきくる。はゝ。宇津戸よりあつぬとゆて。田夫商人何れ
もよろしき婦人なれば。富家ゆく家くすり。望こうれば。
父はすこしもゆゑ。面をあばえ。びやうてんとおりく。甲山よ。
孫はたらひぬとまて。つゝとあく。見まわらいひこうり。
はゝ。いとけなきものと見せまくさん。あきくのはあるも。
まうでたくゆとゆるげさうれば。やゞて。くさく。やもうり。
それより。かく。甲山よりとゞまりて。男姑をゝこの如くやし
なふ。宇津戸よりゆくんあすやゆるくんと待てるる。

しかく、ゆらぎりてれば、人して、きく、ひやり、そのさは
とも、見せてるる、ゆるゞ、やう、すのえざれば、又ありくらく、
さすがに、いとけなきものを、見すてゞ、ぞでなるべんきづらく、
その意よまう世宣バやとすぐるこゝろもたすけ
やりて、いさゝか、物をもあたへさせるるりゝ、ゞ、ことせ、
そのゝけなきむすめも、やて死しゝくり、宇律尼さは、
おくとやすて、あされまも、おりひらりゝ、ゞまさ、ひめ、まを、
かさりて、再嫁するこゝもあらんと思ひすて、日を重て、
人ばかりしゝくるゞ、於舊のまゝて、ありゝうバ、今ハ何

たのむべきいろよ、おりひこめてかくふ、ありくるゞも、
しく、ゆりひゞしゝくて、ゝくりひめ、まとほるも
やどふ、おゞばたるもくひゞも、おく、老たまる人くちと、
見すてんこゝふ、えこゝそびいひ、されゞまこの
家ゑ、入れくその妻、まるゞ、計り、ゆゝるこもいゞ、一
日も、居ハせまゞくおりひ、定てゝいらひていまめくらぎり
くる、又ハ於心のかさりあんこゝも、祝ゞひくん、まゝいさ
どほりやゝいらくん、それゞりハらとくゝくまて、生理の
たまけも、あさゞらゝうバ、家ハ日まゝゝとくまりぬ。

然るにこの人をみるハ殊に上手なれバいとうつくしく織
いだし。また豆腐をつくりてうりけるされど。いとまなき
世わたりなれバ。そのわびしさいふばかりなし。姑ハ。わか
ほろかましく。常によき茶をこのみぬ。ひめハ夫の世
にありしそのかみハ。一重のきものをもたちつくらざりし
に。本傳にもいへるごとく。ひとひ。茶つきたるに。錢のあら
ざれバ。ふるびたる。あたゝせのたてひとつ有けるをひさぐに。
とりかへて。錢五百斗なりけるをもちて。よき茶をかひてぞ。
すゝめけるとなりの人これをきゝて。男にかたりぬ。又

凡その孝愛のことを人来りとがめぬれバ男低首てころ
しめすごとく。妻なるものハそのうひあらく。やゝも
すれバ。すぢなきことにも。いひかけいかりに。和らかなる人
なりとも。うらくかこちぬべきに。あるまじく。傍よりも。
たへがたく見ゆる時もひとをわだしくうけつらへても
つゝしみなす。まことにあやしうふしぎなる孝婦にて
ひと。なにごともなげにしていひけるとぞ。
又按ずるに。父が人をして。いそせなる時に。ころへし
詞をとゞむるに。西ろくざる所をへそひて。あそれふかし。

此家よ人いまして、その妻ゑまで、さかりこさこゆまと
あゝハ、一日も、居ハせまゝ、ゝくるを見まゝハたゞ舅
姑を、見すてすゝ、ごさの義をそれまゝくよあらず、
貞女両夫よ、まくゝざるの、さゝわらまも、あきらう
よ通じゝらと、見ゑ、その節操のたゞしゝこと、
松栢よも、くらゞ、でゝ、後人、心をとゝむゝきゝとよ
きて、

○宇賀村兄弟

宇賀村よ兄弟孝あるりのあり、兄を庄兵衛、弟を勘兵衛と

いゝ、父角兵衛死して、母ハ、ま頃、ゝ、ゝくるゝ、兄弟ハ、く
いたハりこの好める物ハ、家の調度ゝまもてもゝ、かゝ、求め
て、ゝろ、ゝく進ら世、ゆゝまく思ゝる所へハ、いそゝぐ、ゝ、
さゝ、盃ても、とく負して、まゝぬ、庄兵衛が妻も、いとゝまく
つゝまたり、扶ゝれゝば、母ハ、ゝふゝ、ゝも、身軀、ゝよ、ゝまゝ
まゝでありゝる、家貧ゝまよ、ゝつく母をゝ、まゝまゝ、ゝ、
まく、債もゝ、出来ゝ、ゝ、ゝぬ人ハ、愚ゝ、ゝ、あゝける
者もありゝゝ、露ゝ、ゝ、ゝおりゝず、ゝまく、孝養ゝ力を
盡ゝ、ゝまもゝて、母ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、

居るよし弥山の虚空蔵にてまいりぐんあらしなをまちまちて。
やがて道のかたは五里ばかりもありて、しかも山のうへなるを、やゝ
いたれる老人なりとも、脊負てのぼりぬ。それより母ことに兄
弟ともに精進して、母の本復を祈りけるが、孝感のしるし
ありて、母が手足のなびやかしもやゝなほらぬまゝ、母子よろ
こびて、かぎりなし。ちかき八國老某浅野河内のきこしめす所となりて、まづ
その家より物あたへられしが、ほどなく本府にまいりて。
元文五年庚申の二月、きこしめされて、ほうびをたまはりぬ。
○上徳良村 いち

いちが父ハ、新七といひしものなりしが、二つ三つなるとし、父に
後れ、又新七といふ者入来りけるが、よくあいしけるが、いちが
十六のとし、市酒の堺原といふ所より、むかへ養子をしくれとれを
源四郎とよばれしも、あしからぬ者なりければ、おちつきみの
恩をおもひ、殊に孝行をつくしぬ。継父年ふるるにしたがひ、
心をたえて外に出んとする時ハ、いかにといとかしくなだれ
たる折ましも、かならず杖をさゝれて、ようそろへ雨ふりて。
道の泥濘にも、あしだハあぶなし、わらづめせよとて、はか
しめ、またハいつも門の外まで送り、帰る時には竹離の

外より待うけてよりて遂かりしよりひつぎたらひに湯を
たゝへつらづをとゝさ足あらひまどする業のことあり一
とせ夏のひより母やまひをもうしられば夫婦はなはだしく
介保しるしるるが豎年の正月孫四郎にわかに病死せり
いちはゆめの心地してかなしくれまどひるるよ牧七まま雛を
やしなうていち夫の夏愛よきことくいとゝ心をくるるあり
昼夜りてあはれひくるる母もまたやくやくたのうげるく
見くゝれば左より右ゆるゆるでさまうこの甘んずるあざりとあ
くて力の及びやまひくるるりくるうの貧しさを思ひびけ

あるさまかさなりて、いたくくるしくなりぬるをバいちぶくるしき思ひやるべし。母ハやまひの須臾よむたくるしくなり、又ハからさ命つきのびられども、農業も之せざりそれバいち耕しいとくるしてたゆまなくやしなひくる所の長等ほめあげくれバ天明丁未の十一月、米七俵たまハりぬ後七年あるて、寛政甲寅の二月まで米五の數下されくる。

○甲山町茂吉

茂吉ハいとけなき民なれど性ふかく母のひとりありくるをあぐりなくいとをしみ朝夕ハ飲食妻あるもろ

もろのものを盡し、あるつミざれバすゝめず、人ものいふるもまづ母のこゝろかゝりそのゆるすを待てゆきゝ、ゆるすバすなやるまゝ、母の在ざれバつゝぎたづねゆきて、一ト世母四國をめぐらバやといひくれバ茂吉ハ、伴なはず、伴なはけしきあり、母ハ妻子伴も有べき内のこゝろまゝ心ゆるやうにとくれども、母が孤ひすゝやかる達せんことをおもひて、妻子をバ家にのこし田畠をバ人にまかせ、いざくとうひて、住まてらちぬさて、おの國の道すゝら、山坂溝壑なゝくハいつも背負てちえいるゝ、母が足はくれぬと

みゆきバ、柴まど折しきて、足腰をもでさすり、日かたへく
しゝ〳〵ど、母のやすらゝもあざりハ、道ゝをぐとも せず、宿よ
ばさても、をしゝ、旅のたくゝ、落くれバ、いとかすのみ
さし、借のこゝろあり、吉みばくらに、世形をすゝめ、湯をつかして、
母よ浴槽しめ、飯をもかしきて、母ますむ、そのいたゝいと
をしむとゝ、いとあつまなれバ、そのまゝ、宿かすゝ、うなな
あされ、あくりけるゝ、かくて、ばくゝ、ゆゝくれバ、母ますろ
らび、みちくのこゝも、人ゝもかゝりて、風あれゝ、孝心のほど、
ほくゝ、をしゝ、ゝ、妻も、夫ゝ、ゝ、姑よ、ばくゝ、ゝ、

ゝ、なゝ、ゝ、ゝ、天明丁未の十月、さゝめて、佐ちめ、ゝ、孝
七俵をゝ、ゝ、寛政甲寅の、ゝ、ゝ、又初ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
三谿郡
○仁賀村佐助
佐助ハ、若くして、父市兵衛よ、後ま、母ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、中よも、母腫物をやゝて、久くゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
佐助ハ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、

やうでし。元禄辛未の年。米をもらひて賞しるす。

○向江田村六左衛門

六左衛門つぐめ負しさぶ爲る。三次の家中。山田某。法名へて。早川戸左衛門と名のり。劔術もかくれなくまるびねて。かしこくてもさくく後るざりもありくるが。生性あつて。日ごとよる。主の事。すきをうりて。路のもと。二里よりやあるらん。酒さかなをたづさへ。親の安否をたづね。給仕よ。はなはだ。夜いまだ。明ざるまへ。この家よ。ゆきて。事をはかりむること。暫も。をこたらず。あくのごとくすること。數年の間あつ。後。あ病やうつきくれば。速よ。はくをやめて。あつまりやまひ。極寒の時。ても。鯉鮒。とりて。来ること。其旨を。足しめくる。家よ。弟のあつ。愛すること。まさあはくしらふ。正徳六年。二月よ。年十俵。たまはりくる。此人の行状。久しく見て。ざるまバ。今その村。京老のつ。所を。以て。さばらくはげ。重あり。

○向江田村三助

三助。その身。儉約を。はかめて。人よ物をどこすることを。好めず。一族ハいりよ及ぶ。やうあ人。すても。まだ。くせまりぬると。ゆけバ。はそくよ。にぎりやとも。ほ。すて。乗りでらはげる

とあぢくして田を植まゝ畔をあぢ水を引けば、みぞ〜茂
まげず人は塗るあつとさ、ハ長頭ハさらなり、同輩の人
まで也必かくまりて揖しるまゝ上を杵りんぢるうろの
いたりて年貢を納るも必人よさ〜たゞち手用金出す
時もまろびいまして、さく〜瓦其行のめでたさ近さ
村里ほめたゝ〜これ享保九年甲辰の二月錢拂さ
ざくをたまりうるあくてこのたまりのよ已ゞ物やうう
そくて、その所の社は納め、れそまてこあづら君の市栄茂
つりあまりぬ敬もかくつたまたまバをとりも近ぢさぬと、

ちりてや身をたりつてこ、一てはたゞ〜かりうくるゆ一ずさ
ゆくあげて回一十三年戊申ふたゝび物あたへてこの善
行をちあらまつる。

○所塚村法

法ひゞ又を小山の四即豊南ちよ法ひ人ゆ法くて、あるま
くるゞ季ごくるゆまくすり、得せくるりのハ年〜ゆ又ま
あたくく、その身ハ甚艱難をちのゞくる一ちせ、又腫物を
いぢらいこれバ治りやすゆ此やすいゆ亀こて上るあ上茶
ゆまと、人のつゆを、ま〜てあつまゞ拾てすめすくおりへ

○回村きく

きど、此頃の寒さにふいてゞ、そこまで人皆ひえるが、いろまもなくて、えだやしまりひらめてさてめしとるがひ廻り、ぬるゝ南らの池よりゆきくれば、くれば、ふしぎなるとおもふ、あるぶうとしてやうくゆるゝいてゞ、すめくれば、病ハほどもなくさつやぎくりまくゞ又ハ長澤の善兵衛と、いふ今ハ母のこゝありてきくゝ人のためにおもとなりて、これとやしまふ楽人よ嫁せば母よりつるをとれひ人を入れば母ぶぶけいせんこゝを恐のまて人すもまどゞ、さがいず、姉ハ庄屋傳九郎ゞ家よ法くゝ入るゝ病ワ法らよ

てありて家よりうれば代として、きく四五日の間ゆきて、けなくなるが時し物陰より潛て、あきなくると、何事をつぶるるやうにあやしく向くれば、そのぶりしが母を思ひて、あきたるそでありける。傳九郎もその孝を感じ、やがて、けなくと二人がこと、申出られば共に賞たまはりぬ。

享保九年の七月あり。

○大田郷村三人夫婦

三人いハ、村のたゞ〻村の文七が子あり。妻の名ハてる、下津田村の平七がむすめにて、夫婦ともに稀なる孝子なり。母ハ早くワるまで文文七ハ、けとなり祝ひけ人なるよ。老て足とゝまるゝ、そのむすこ深くて、ひるまく事のふゝひけるる。夫婦露だにもいとまいとまなく、昼夜のけづまものをきまもめ、夏冬ともなく、さびく湯あるませ、衣服もきせくくるその中すこのいたるまで、慈母の小児をそんりつよこゝろをなすべし。家貧しくれば夫婦ハぬるそこうあど、そゝくさまるめて、岩よりまくがかてをたすく夕暮のいとがゝまよりのまるめるものをおろるよ。そあらゝ焼くとする時、文七ハ、やくまく小便をうくるとと

あり。夫婦ハかたらずうちにゐて。やみぬ。文七九十歳になりける迄。
なりぬれど。物くふことハ。さしてかはらず。されども厚味を好
まざれバ常にも。魚鳥などすゝむ。されど。魚とる人来れバかならず
こゝハまれなりけり。ちから貧しければ。似ず。よくも買ひねがひしと。
おりふし。時々ハ価もとらで。得させることもありけるに。
一日大麦三升をとりて。乾章挙ひとつのまへ。湯漬けにて。
出しけるに。大きによろこびて。味もよけれど。おちつきたるを
くふに。からしとひたれバ。三四日をなくしてとりいと
おもひ麦もとりしるに。やがて。三郎兵衛にて。一里ばかり

ある所へいそぎゆきて。此度ハ。五升をかへして。やゝおほくさ
ならひとなりて。すゝめける。こゝハ深山里なり。ある年の冬ハ殊
のほか雪深くして。魚とる者。久しく来らずなりけり。文七常にこのむ
塩魚もなくなりて。文七膳にむかひて。いさゝかほしがりければ。
夫婦せんかたなく。思ひわびけるに。妻あわてゝ。川すぢ。道
ふさがりければ。魚などえがたきに。やひとり三十ばかりなる
大雪にゆきなやみ。わびしけれども。いかでと。ひとつすてゝも
得させばやとおもひて。やがて夫婦。魚とる具をもちて。
出でけるが。雪ハ一丈余にふりつもりて。犬の跡さへあらざるやう

くらしけるに。川岸に至れバ川ハ氷あつくとぢぬ。三十六ねりてさらさらと氷をわりくれバ。かたくなくさまでちりみなり。夫婦大きによろこび。とりかへりて。何がな買てくるに。父が父のうちくらすにはいつも有けり。文七まで豆腐ぞたしなみけるが。これも近所になかりければ。くんとうの度ごとにいく度も。かの三郎坂へゆきて。もとめきたり。酒ハ好ける。ひまごとにみて買ていつも酔に侍りけれども。人ハいかにしか飲て。興じぬるもいとまれバ。ある時ハ。あへて飲ます。ある日。苗代するとて。三十六まづゆきて。妻の来るを待けるに。

来らざりければ。帰りてよくたづぬれバ。すゝきけバ父にくれけるに。田螺といふものを。くはんとおもひて。これを取て煮調へ。くりしめるたるまでありける。三十六かくと聞て。あいげるに。さる事ハしらず。叱しけれバ。いよいよゆるしたりけれど。色さへ変て。いひわびけるうちに。父の頃。長百姓の六右衛門。田に出て居ける所へ。三十六妻なくゆきて。夫あるもの。いかなる子細のありてや。昨日より物をもくはず。うちふして居。御意見ありしかバ。うれしく思ひけれバ。六右衛門ゆきて。何事なきハござりけるや。とゞ孫へくるゝに。思ひの外に。

みのうぶ公のみはさまハ納はさまとその餘用度甚たらず。
老父がやまひつゞせんとむ孫はぐまてゝ十ゝ〻ふそれ
ゝてハやすゝとゝるもさ〻り庄屋ものすハづまてゝも。
かゝ進らすでゝ心やすゝまゝいひそれバ夫よ悦びぬ。
さて年の内ハ糧かるゝも及ばゞりゝるゞ近所より米一
俵を贈るいそゞ父よ見せそれバ父うち見て涙をま
うり夜着あたらしゝ法ひそりてはませよ餘のことよハかゝく
させゝあずといひそう。やゞて綿をとり夜を日よ法ぶゞて。
ゝれへたゝゝ父の意よあるゝ夫婦よろこぶよあゞり

かゝまゝ此村の五兵衛が妻ハてゝゞ為よハ姑あり孫よ
幼ようゝゞゝまれゝれバ親のごゝくさゝゝゝゞ今ハ安よあら
されバそゝまゞ娘のありゝるを孝ゝのかゝみなりと。
思ひあゝゝゞ難産ゝて死ぬゝゝれバゆゝて見まゝゝと。
請ひけるよ文七角て産するハ女のやゝ老ゝる者をすて
置ゝゆゝるやゝ乃ゞいひそれバさハあやまりの此家よ
系らしゝゝハいゝで外よ親のひゞゝゝゝひて学のごゝく。
法よまゝたり。さて。よゝいゝ孫ゝる後夫のゆゝるゝをうゝて。
ひそうよまゝり湯菜何くまゝと。あけうひて。夜ぬあゝゝよ。

たちゆり男ゞ目さめをうがぬ。あくのごとくすること、又一日よりのべず。三工づゝ作りてる田ハ水ゆりやすく、又ゞ旱ハ少くして、水あらそひきこゆるゞ渠ハまづ人民田へ水口をもあるなるべよ人やまず。ゆゑゞ作りて、いさゝかも物ゝひまある時、庄屋なる者、よほうくるゝ三ハ人ゞ物を取りて、あれこゝに在りしとりよさらぎりうれんばそのすまして、やむごとを後よ。ゆくゝ聞て、大ゝなるならぬあやまちを思ひやゞて、庄屋のりよ。ゆゝさて、汗もさゝゝよ。ひびくるかゝるゝ、ゞもいそゞけゞせあや。明和四年、丁巳の冬、そのあそれまることゝ、えうをしゝて、

申上くれば同年六月鳥目若干ゝ多くして夫婦ゝ孝を尚ぶ者なる。

○灰塚村八ゝ助

八ゝ助五歳にして父清六と後妻と同居の伯父勘太郎、子なくれば己が子とし、やしなひくる十八歳にして、又勘太郎の後妻ひとり養母となりしゝ孝心深くして、日ごと茅薪など取て市にうり、年を終るまで怠らめくるしむ友どち打誘ひて山にゆくとも、かまはいつも餉をおもず、午の時ごろになれば家に帰り、例のあらき物をくひて、又出ゆくこれ人まゝにおもひおんとすれば母が心に逆らひ怒る。

憚りてなり、母老て足をうたゝ寄まうでもぬせざりくれば、負てく負るべく申せとも、貧の子なれども、何らぞるるおく怨よなれば、母の望みとて、いそがしくさまざまに肖さしうせてくいぶとのみなれば、其の志をあるることもありくるすべくいまの日も出て遊ばず、母の側に在て、うち物あたらひ、老の情をなぐさむ、母葬ればうるべきものどいへばすべあはちたたちてまひをどる、母はうたひて、柏子をなすとの捉ゝちすいやるべし、此年比暮つゝ、母おもくつかばらひくれば八ゝ助ふくかるゝ、いうるも

して、すくゝやと、大三十日の夜、寒風、そだくとさくざり
なるゝ川ゝ入ゝ、垢離をとり、産神の社ゝ参りて、通夜をし
ゝり、すゝ、三ノ郡岳音寺の二王を、いのるゝに、霊験あるゝとゆめて、
あくる正月三日、その須しも、雪四尺ゝあるを、道のほど、三四
里も、ぬゝ、つけゝ、まうでゝ、ゆりぬ、珠ゝ、その日、斷食をし
たり、八ゝ助、今、妻も有ゝるゞ、そゝとも、夫ゝ、ぐゝるゝまして、
やゝしゝ、浴ゝ、ゆまりぬ、八ゝ助、姉ハ、同し、村業ゝ、ゆゝ、ゝられ
をも、ゝびゝ、せて、家の存亡をも、ゝかゝりゝず、苦しゝるゝとゝゝ、
人をやゝして、三人、うちゝひつゝ、まする、於餘寒を、恐れゝ、

夫婦布子ひとつづゝ持ちくるを質とし、さらに蒲團ひとつと
改て母にさすむ月の半ば病いとゞ重くなりて食物
口に入るまゝ吐出せり八助その吐出せる
ものをうちくひておぞろうまき物をなぶり食ハ一たま
ハぬ中今一口まゐらせすめくるゞ得生ゆめざりしハ
ふ一まろびて歎きまゝ衰まとなり村長等も
惑ゝ餘りて母ゞをとゞけくるゞたゞしの
ゝありてやその年の六月褒賞をたまハりくる

○皆瀬村小兵衛

○同村兵八

小兵衛ハみなせ村の与頭なり事を性とむるとゝ怠らず
ばよすめやかなるものなれ元禄の頃すなゝ和二年に
いたるまで七十年の間聊あやまちなく年も九十三なり
あでたき為ある事ハ物あたゝてほめらるゝ又その
村に兵八とゝ孝子あり家貧しく貧さに老たる母の
ありくるを心を尽してこれを養ふ己ハ肌さゝかなるたる
母にハあたゝかき衣人にやとれゆさてもさバくかゝりて
うゑひまゝ寒さらず時をうけすゝもありぬまゝ人の
心をさとりて考るゆゝくる天明元年五月に賞を得たり

此二人ハ國老某淺野甲斐の采地あるニハ皆その家より沙汰せられ
ゝる。

○灰塚村菊松父子

菊松父萬太郎ハ早く死し養母ハ百歳ゆなりたまゝ狂
うゝしきむざするほどなり。もく剛さ生まれつきあるニハ。
はたらくがゝくさもくさも有るゆ。菊松幼より一言もむさたなること
なく。昼ハ炭をやき。夜ハ索をなひて母をやしなゆ。母ハ物の
うまれはさあれバ妻ありてハつゝしゝと思ひてや。生涯鰥ゆ
して甥をやしなひ名ハ庄松とよびゝる。これ養父ゆはたらくこと。

狂ゆ養父がその實母ゆはたらくゆとゝもならず。一ゝ世ゝ菊松
癰をつはらひいたくなやゝけるニハ庄松神佛をもたのゝ湯
薬の事ゆ力をあやし。又養父心を推さりて祖母の
やしなひもまゝ。さゝゆたゝくずかゝて。さゝゆくゆあはたゝ内ゆ
やうゝくゝろすくなりぬ。病後ハ脾胃かそゝるゆ。あれど
家貧しゝくれバひゝさまゝゆくばりうゝるを。庄松いうま
腹ゆみゝしめ。早く力をはけてまゝしゝたゝるゆ。米を炊き
添て。おほく食しめんとゆ。其情誠ゆあるをもなり。菊松ハ
かゝゝぶはゝあらゝまるを。あそれゝせめてゝるゝくバハをみゆ。

昌平坂學問所

ゝ移て、登の片くまとゝやすあすとりゝバ人と共よ枕る片さ、
老人のよくゝ移ゝる後、好て、又わら細工をなすぬ、或人庄右衛
出て、年公せすとすむる者あり、老人をさるまとてハさぶらくも
安ならずいうで、人よ片ゝく申べきとゝらひそる、村長等、父子ハ
孝をまゝ傳ゝ往ゝ来するよ、菊右衛門やゝ、孫兵衛より
母よやゝ和れいを恩たゝまるよ物るくいさんバ母をなゝ共ハ
より、さ何るべきとゝよてひをかくたゞぬるゝ、ゝるハいゝるゝ事よい
やと、甚あやゝ、恐まとゝるさぬるとてあゝとで、寛政三年五月
九日、父子よ第七俵づゝをなまりぬ、　藝備孝義傳巻七終

国立公文書館
National Archives of Japan